県

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

うに改正する。

福島県職員恩給条例施行規則

(昭和三十二年福島県規則第六十八号)の一部を次のよ

目 次

○福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則○福島県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則規 則 ○土壌汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域を指定 告 示

至 至 宝

赵

|

₩

校

教

凝

逥

井

済

쐂

洪

 $\blacksquare$ 赵

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 ○土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域の指定を解除する件 する件

六 六 六 六 六 六七 七 七 六 七八 八 七 七 六 六

○道路の供用を開始する件□○道路の区域を変更する件□ 二件

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件↑ 件

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 ○肥料の検査の結果の概要を公表する件 公

○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 ○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件

○落札者を決定した件□

件

福

規 則

福島県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

平成二十七年十一月二十七日則の一部を改正する規則をここに公布する。 福島県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県県営住宅等条例施行規

福島県知 事 内 堀 雅 雄

福島県規則第九十一号

于区	<b>&gt;</b>
国家公務員等共済組合法	第二十三条の二第一項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とする。
田田	

第十九号様式の二

(裏) 中

刦

4

X

務

皿

鄉

井

済

쐂

滋

を

 $\equiv$ 

勘

	職共済年金 特例障害共済年金 害農林年金 特例退職年金 特 退職年金 特例障害年金	済年金 障害共済年金 退職年 額退職年金 障害年金	立学校教職員共済組合法	方公務員等共済組合法	家公務員共済組合法
_		 _ を		に、	
		旧農林	7	農林漁	
	介	漁業団体電		業団体職	
	卧	旧農林漁業団体職員共済組合法		農林漁業団体職員共済組合	
	※			法退金	
	∟ を	特例退 特例障 例滅額		退職共 金 減	

**交** 交 交 交 竞

 $\equiv$ 

教

行

叫

法

に改める。

#### 附

この規則は、公布の日から施行する

2 1 九号様式の二による年金たる給付の受給に関する申立書は、改正後の福島県職員恩給 条例施行規則第十九号様式の二による年金たる給付の受給に関する申立書とみなす。 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県職員恩給条例施行規則第十

(職員業務課福利厚生室

#### 福島県規則第九十二号

# 福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

に改正する。 福島県県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のよう

二十一号室、二十二号室、二十四号室、二十六号室から二十八号室まで及び三十号室 ら四号室まで、六号室、十五号室、十七号室、二十二号室、二十四号室、二十七号室及 号室、十九号室、二十号室、二十三号室、二十五号室及び二十九号室」に、 号室、二十九号室及び三十号室」を「七号室、八号室、十号室から十四号室まで、十六 号室まで、十六号室、十八号室から二十一号室まで、二十三号室、二十五号室、二十六 号室まで」に、「、二十七号室、三十一号室、三十二号室」を「、二十七号室から三十 に改める。 び二十八号室」を「一号室から六号室まで、九号室、十五号室、十七号室、十八号室、 二号室まで」に改め、同表福島県営居合団地の項中「一号室、五号室、七号室から十四 室から三十号室まで」を「十一号室、十二号室、十六号室、十八号室、二十三号室、二 室、十一号室から十三号室まで、十六号室から二十三号室まで、二十六号室、二十八号 十六号室」に、「三号室、六号室、七号室、九号室、十号室、十四号室、十五号室」を 「一号室から十号室まで、十三号室から十五号室まで、十七号室、十九号室から二十二 別表第二の一の表福島県営柴宮団地の項中「一号室、二号室、 四号室、五号室、 「二号室か

福

島

県

この規則は、平成二十七年十二月一日から施行する。

(建築住宅課)

#### 告 示

# 福島県告示第八百二十五号

特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。 の規定により

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

> 汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域 法第六条第一項の規定により、汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該

指定する区域

七番一の各一部並びに同市大越町上大越字中平六〇番二及び六一番 番一、一三番一、一四番一、一五番、一六番一、一七番、一九番及び二○番の各一 (道)、六○番三、六○番三先(道)、六○番一一、六○番一二、八六番一及び八 田村市大越町上大越字後原一〇番、 同市大越町上大越字入山一三番二の一部、同市大越町上大越字中平六〇番二先 一〇番二四、一〇番五〇、一一番一六、一二

- 定有害物質(法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。 又は土壌含有量基準(同条第二項の基準をいう。以下同じ。)に適合していない特 則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。) 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 以下同じ。)の種類
- 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
- 3 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定
- 二 法第十一条第一項の規定により、 なければならない区域 土地の形質の変更をしようとするときの届出をし
- 指定する区域

字入山一三番二の一部、同市大越町上大越字中平六○番二先(道)、六○番三、六一、一四番一、一五番、一六番一、一七番及び二○番の各一部、同市大越町上大越 同市大越町上大越字中平六〇番二及び六一番 ○番三先(道)、六○番一一、六○番一二、八六番一及び八七番一の各一部並びに 田村市大越町上大越字後原一〇番、一〇番二四、一一番一六、 一二番一、一三番

- 合していない特定有害物質の種類 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適
- 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物
- 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

(水・大気環境課)

# 福島県告示第八百二十六号

なければならない区域の指定を次のとおり解除する。 害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をし 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、 平成二十七年十一月二十七日

福

内 堀 雅 雄

指定を解除する区域

行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準をいう。以下同一 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施 南相馬市小高区吉名字玉ノ木平七八番一号の一部で次の図に示す区域

以下同じ。)の種類 かった特定有害物質(土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。 じ。)又は土壌含有量基準(同条第二項の基準をいう。以下同じ。)に適合していな

土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

2 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

た結果、土壌汚染対策法第六条第一項第一号に該当しないと認められた。 (「次の図」は、 なし(土壌汚染対策法施行規則第七条第二項の規定による土壌含有量調査を実施し 省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課

及び福島県相双地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。

報

(水・大気環境課)

# 福島県告示第八百二十七号

ちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務 部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する 七年十一月二十七日から同年十二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業ま 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 平成二十七年十一月二十七日 「法」という。) 第八条第

福島県知事 内 堀 雅 雄

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか

法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第八百二十八号

観光課に備え置いて縦覧に供する。 ちづくり課、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工 七年十一月二十七日から同年十二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業ま 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十 一番

二 法第八条第一項の規定により西郷村から聴取した意見の概要 意見なし。

(商業まちづくり課)

# 福島県告示第八百二十九号

計画課及び福島県県南建設事務所で平成二十七年十一月二十七日から二週間 に供する。 ついて道路の区域を次のように変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 一十七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

	二九四号 一般国道	路 線 名
畑一二番地先まで	司 古大言上所成字西七七番一地先から 白河市大信増見字北田	区間
変更後	変更前	の変変 別更更 後前
	三三五五五	(メートル)敷 地 の 幅 員
七五〇・〇	七五〇・〇	び メートル) 長

(道路計画課)

#### 福島県告示第八百三十号

課及び福島県県南建設事務所で平成二十七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

間 変 変 更更 後前 敷 地 0) 幅 員 延 長

路

線 名

区

		天 栄線 宗	
	九七番地先まで「一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	四 河	
	変更後	変更前	の別
В	A	A	( >
ー 三一 ・○ 八 八 ・	六・六〜	一八・六	(メートル)
四二七・〇		四四四	(メートル)

路

線

名

供

用

開

始 0) X

間

供

用

開

始

0)

期

日

福島県知事

内

堀

雅

雄

般国道四〇〇号

同

郡同

町下谷字木戸口乙四

五四番一地先まで

(道路計画課)

六三番二地先から

耶麻郡西会津町下谷字木戸口乙四

平成

一七年一一

月

七

日

#### (道路計画課)

### 福島県告示第八百三十一号

供する。 課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年十一月 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第 福島県土木部道路総室道路計画項の規定に基づき、県道につい 一十七日から二週間 一般の縦覧に

平成二十七年十一月二十七日

福島県知 事 内 堀 雅 雄

一字同 3	方河東線 字 喜	路 線 名
八地先まで 一市塩川町中屋沢	也刈多 Ł麻方	固間
変更後	変更前	の変変 別更更 後前
二九 二· 三· 三·	七・九~	(メートル)敷 地 の 幅 員
二 八 二	二 八 二	び メートル) 長

福

(道路計画課)

### 福島県告示第八百三十二号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 建設事務所で平成二十七年十一月二 一十七日から二週間 一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

福島県告示第八百三十三号

供用を開始する。その関係図面は、 .用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

平成二十七年十一月二十七日

建設事務所で平成二十七年十一月二 一十七日から二週間 一般の縦覧に供する。

福島県知事

内

堀

雅

雄

県道	路
喜多方河東	線
線	名
一 同 一 喜 五   五 多	供
九 九方 〇 市 〇 市	用
番塩番塩	開
八地先まれ 町中屋沢	始
先星沢字刈 屋沢字刈	の
麻 麻	区
	間
日平	供
成	用
七年	開
年一	始
一月	0)
	期口
t	日

(道路計画課)

事

# 福島県告示第八百三十四号

業に係る事業計画の変更について、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 次のとおり認可した。 都市計画

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅

雄

事業認可の年月日 昭和四十九年十月四日

相馬都市計画下水道事業

(相馬市公共下水道

四三二一

都市計画事業の種類及び名称

施行者の名称

相馬市

事業施行期間 (変更前) 昭和四十九年十月四日から平成二十八年三月三十一日

(変更後) まで 昭和四十九年十月四日から平成三十一年三月三十 一日

<u>Б</u>.

事業地

収用の部分

四三

報

事業地 収用の部分 使用の部分 草及び字北高野、尾浜字須加畑、字北ノ入、字寺前、字二合田 成田字藤堂塚の各一部の区域を変更する。 地、字浜田、字仲田、字大津、字沼尻、字由沼、字蕨平、字金 福島県告示第六百七十九号)の事業地のうち相馬市原釜字北谷 及び字細田、新沼字広須賀、中村字外並田、 なし 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成二十五年 西山字水沢並びに

<u>Ŧ</u>i.

### 福島県告示第八百三十五号

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第 一項の規定により、 都市計画事

平成二十七年十一月二十七日 福島県知事 内 堀 雅 雄

都市計画事業の種類及び名称 施行者の名称 会津坂下町 会津坂下都市計画下水道事業 (会津坂下町公共下水

事業施行期間 事業認可の年月日 平成二年十二月二十五日 (変更前) 日まで 平成二年十二月二 一十五日から平成二十九年三月三十

(変更後) 日まで 平成二年十二月二十五日から平成三十四年三月三十

都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成二十四年

字舘ノ内、字舘ノ内甲、字舘ノ下甲及び字一丁田甲の全部の区亥乙、字西ノ宮乙、字古屋敷甲、字光明寺東甲、字市中三番、 域を加える。 福島県告示第六百三号)の事業地に会津坂下町字上口甲、字戌

の一部の区域を加える。 同事業地に同町字市中三番甲、 字市中四番甲及び字沢ノ目甲

字市中一番甲、字古町川尻、字茶屋町甲及び字市中新町甲の各 部の区域を全部の区域に変更する。 同事業地のうち、同町字東上口甲、字古市乙、字上窪道北乙、

同事業地のうち、同町字上口、 字舘ノ下及び字市中二番甲の

各一部の区域を変更する。

使用の部分 なし

公

#### 公告第二百八十号

する。 十七年七月から同年九月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、平成二

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事

内 堀 雅 雄

平成27年7月分 (特殊肥料)

(下水道課

主成分の略号は次のとおりである

量、TCaO-石灰全量、C/N -炭素窒素比、水分-水分含有量 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu -銅全量、TZn -亜鉛全

平成27年9月分

(普通肥料)

(下水道課

分析検査 保証票 その他   項目 指摘		_			
分析検査 保証票 その他   項目 指摘					
分析検査 保証票 その他   項目 指摘	肥料の	插着纸	重規寸		
分析検査 保証票 その他   項目 指摘	保証票添付者				
「検査 保証票 その他 の検査 の検査 指摘	肥料の名称				
保証票 その他 の検査 の検査 指摘			分析検	- E	項目
その他 の 検 査	検査の		種	41.41	胎盤
	検査の概要		京宗 清潔 東 県 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	ン押耳	
			その合物を含める	ン恢宜	
	土土				

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十七年十一月二十七日

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

次の

公告第二百八十一号

福

680

- 試料1点について検査した結果である。 表しうるように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代
- した結果である。 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較
- 主成分の略号は次のとおりである

TN-窒素全量、TP-りん酸全量

(特殊肥料)

	69.8	17.3	46 0.4 17.3 69.8	46	0	0.2	0.3	0.3	牛ふん堆肥 0.3 0.3 0.2 0	石川昌	堆肥
				kg)	kg) kg)						
	(%)		(%)	(mg/	(%) (%) (mg/ (mg/ (%)	(%)	(%)	(%)			
	水分	C/N	TN TP TK TCu TZn TCaO C/N 水分	TZn	TCu	TK	TP	N		は販売業者	
									(文の、西山石)	つ台ぶ石   監へ米台×   ○及び西田石。	つ相走名
着光			账	検査の結果	検査				届出名	特殊肥料 生産業者、	寺殊肥料

Ĭ 主成分の略号は次のとおりである。

量、TCaO-石灰全量、C/N -炭素窒素比、水分-水分含有量 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu -銅全量、TZn -亜鉛全

(農業総合センター

福島県知事 内 堀 雅

雄

土地改良区の名称

西郷村土地改良区

退任した役員

役別 氏名

鈴木 通久 西白河郡西郷村大字熊倉字関根四二番地

(農村計画課

#### 公告第二百八十二号

縦覧に供する。 いわき都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、いわき市 次のとおり いから

平成二十七年十一月二十七日

福島県知事

内

堀

雅

雄

縦覧に供する図書

縦覧場所 総括図、計画図及び計画書の写し

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査

(都市計画課)

課

公告第二百八十三号

の送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。 項の規定により、いわき市からいわき都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写し 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第

平成二十七年十一月二十七日

縦覧に供する図書

福島県知事

内

堀

雅

雄

総括図、計画図及び計画書の写し

縦覧場所

課

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査

(都市計画課)

#### 公告第284号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年11月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - 電離箱式測定装置 5式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日 平成27年11月6日
- 4 落札者の氏名及び住所 日立アロカメディカル株式会社 東京都三鷹市牟礼六丁目22番1号
- 5 落札金額 15,854,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 平成27年9月25日

(入札用度課)

#### 公告第285号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成 27年 11月 27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量電子式個人線量計Ⅱ 2,665台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日 平成27年11月13日
- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号

- 5 落札金額
  - 23,313,420円
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 平成27年10月2日

(入札用度課)

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。